

第2章 全体構想

1 都市の将来像と都市づくりの目標

1.1.都市の将来像

しおじり未来投資戦略（第六次塩尻市総合計画）では、先人たちの努力でつくられてきた、豊かな自然の恵みと快適な都市機能を併せ持った自給・自立のまちとしての歴史、そして、現在の一人ひとりがそれぞれの特徴や得意分野を生かしながら活動することで、今日の「確かな暮らし」を築き上げてきた経緯を踏まえ、本市が現在の強みや資源を生かしてさらに飛躍し、持続可能な都市であるために、「目指す都市像」を以下のように設定しました。

塩尻市都市計画マスタープランでは、第六次塩尻市総合計画で掲げたこの「目指す都市像」を、本市における「都市の将来像」として設定し、都市計画分野以外の分野とも連携しながらその実現を目指すこととします。

■塩尻市都市計画マスタープランにおける都市の将来像

都 市 像

多彩な暮らし、叶えるまち。

ー田園都市しおじりー

多彩とは

自然の恵みや都市的機能のあるまちの中で、多種多様な地域資源を生かすいろいろな人や暮らしがあり、生活の選択肢が多いという本市の特徴を表しています。同時に、これを成り立たせている自然やお互いの存在への感謝、その広がりが幸福感となっていくことを表現しています。

叶えるとは

本市に住む人や関係する人が、それぞれ望む暮らしや挑戦したい物事を叶え、叶うことができ、これを応援する土壌、気質があるという強みをより生かしていきます。そのことでそれぞれの幸福感を高め、地域への誇りや愛着を醸成するとともに、より良い社会・世界の実現に貢献していくという意志を示します。

田園都市とは

英国の都市計画家、E・ハワードが産業革命期の 1898 年に提唱した田園都市構想の基本的な考え方「豊かな自然の恵みと快適な都市機能を併せ持ち、自給性と自立性の獲得を目指す田園都市」を踏まえつつ、「暮らし豊か・確か」「自然・農村風土の恵み」「大都市、近隣都市との交通便利」「知・価値・意味の創造・集積・拠点」「挑戦を受け入れ、応援する仕掛け」といった独自の強みを生かして、将来にわたって選ばれるまちを目指します。

1.2.都市づくりの目標

「都市の将来像」を実現していくためには、都市計画の分野で展開していく様々な取組の具体的な方向性を示す「目標」を明らかにし、行政だけでなく、住民・事業者等の各主体と目標を共有することが重要となります。

このため、本市の潜在力（ポテンシャル）に磨きをかけ、想定される不安要素（リスク）を克服し、少子高齢化時代においても持続可能で将来に希望をもてる都市をつくる、という第六次塩尻市総合計画の考え方も踏まえ、都市計画マスタープランでは、以下の3つの都市づくりの目標を掲げます。

■都市の将来像の実現に向けた都市づくりの目標

時代を捉えて 持続可能な成長 を続ける都市

本格的な人口減少・少子高齢化に対応できるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を目指すとともに、先端技術を積極的に取り入れて、都市インフラの継続的な更新及び機能向上を進めます。

また、都市を取り巻く変化を的確に把握しながら柔軟で機動的な施策展開を進め、住民や民間事業者と連携しつつ、住民ニーズ・市場ニーズにあった整備・開発を進めます。

人々の 賑わいや活力を 創出する都市

中心市街地等のまちなかに人々が憩い回遊する空間を創出するとともに、郊外部の田園地帯においても人々の賑わい・活力が維持される都市づくりを目指します。

このため、まちなかにおいては、徒歩や自転車、公共交通で生活できる環境を創出し、郊外部を含む市全体で農林業、商業、工業など多様な産業が雇用と活力を生み出す環境を創出することを目指します。

自然環境と 共生する安全で 緑豊かな都市

本市の特性である豊かな自然環境や田園環境と共生・調和する良好な景観や生活環境を形成するとともに、先人たちが残してきた歴史や文化を継承し、塩尻市の個性や魅力をさらに高める都市づくりを目指します。

また、環境負荷を軽減し、エネルギーの地産地消に取り組むことで脱炭素社会の形成に貢献するとともに、自然がもたらす脅威を認識し、災害の発生及び被害の拡大を軽減する都市づくりを目指します。

2 都市づくりの基本方針

本市では、これまでの都市づくりの取組を継承しつつ、時代の変化に適合する新たな取組を進めていきます。

このため、本市が抱える7つの都市づくりの課題も踏まえつつ、土地利用や交通体系等の分野を横断する都市づくりの基本方針として、以下の7つの基本方針を設定します。

■都市づくりの基本方針

都市づくりの目標

時代を捉えて
持続可能な成長
を続ける都市

人々の
賑わいや活力を
創出する都市

自然環境と
共生する安全で
緑豊かな都市

都市づくりの基本方針

- 1 塩尻らしさを守り育てる都市づくりを進める
- 2 新たな時代変化にも柔軟に適合できる都市づくりを進める
- 3 先端技術を活用した先進的な都市づくりを進める
- 4 農山村から活力が生み出される都市づくりを進める
- 5 多様な産業が育つ都市づくりを進める
- 6 市内・広域間の結びつきを強める都市づくりを進める
- 7 パートナーシップから始まる共生と共創の都市づくりを進める

塩尻らしさを守り育てる都市づくりを進める

本市及び各地区固有の歴史や文化を継承し、山並みや田園風景と調和する田園都市へと育てていくとともに、近年の田園回帰傾向を捉え、塩尻らしさに誇りと愛着を持つ定住人口や交流人口の拡大を図ります。

○自然環境や田園環境との共生・調和

- ・市街地を取り巻く自然環境や田園環境は、都市と切り離すことで守られるものではなく、人の手による適正な管理・活用を通じて健全に保全することができます。
- ・また、これら山並みや田園風景と、良好な町並みを持つ市街地が一体となることで、豊かな緑を感じられる都市がつくられます。



高ボッチ高原の風景

○歴史・文化の継承

- ・他の都市にはない個性や魅力を育むには、市内各地に残る遺跡や宿場町のように、歴史・文化的な価値を持つ資源だけでなく、本市の市街地や集落の形成の歴史、各地区で形成してきたコミュニティや伝統を継承することが必要です。
- ・これまでの市及び各地区の歴史・文化を継承することで、様々な形で「塩尻らしさ」を感じられる都市がつくられます。



奈良井宿
の町並み

新たな時代変化にも柔軟に適合できる都市づくりを進める

人口減少・少子高齢化が進む過程の中で、持続可能性と利便性・快適性を備えた「人」中心のコンパクトな都市の形成を図ります。また、災害に対する安全性・強靱性を高め、さらに、脱炭素社会構築に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）を推進することで、誰もが安心して暮らし続けられる生活空間の提供を図ります。

○災害による被害と影響の軽減

- ・全国で大規模な災害が多発化する中、災害に対して安全であるということが、住宅や事業所の立地場所を選択する際の重要な条件となっています。
- ・災害リスクに応じた減災対策を適切に実施し、たとえ被災したとしても迅速かつ円滑に復旧・復興ができる準備をしておくことで、災害に強い都市がつくられます。



防災訓練
の様子

○グリーンエネルギーの積極的な活用

- ・化石燃料に依存しない脱炭素社会の構築に向けて、本市では、木質バイオマスの利用や太陽エネルギーの活用を積極的に進めてきました。
- ・都市の緑を守り増やすとともに、エネルギーの地産地消を実現することで、環境に負荷をかけない都市がつけられます。



花苗の配布

AI、IoT 等を活用した DX の推進により、効率的かつ効果的に都市サービスを提供するほか、公共施設や各種インフラの老朽状況等を適切に把握しつつ、計画的かつ効率的な維持更新、施設再編を図ります。

○新しい生活や働き方への対応

- ・ ICT 技術の普及により、オンラインでの会議・交流、教育、医療、購買等が当たり前になり、人々の生活や働き方についても、時間や場所の制約条件が少なくなっています。
- ・ 時代や社会の変化に柔軟に対応できる、多様な生活様式、働き方、交流スタイルを提供することで、変化に左右されることなく暮らし続けられる都市がつくられます。



自営型テレワーク推進事業「KADO」

○様々な分野における DX 推進

- ・ 人口減少・少子高齢化に伴い深刻化する人手不足に対応するために、各種作業を自動化・無人化・高度化するための DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。
- ・ インフラ分野、交通・物流分野、産業分野、行政分野における DX によって、人口減少下であっても生活や産業が維持できる都市がつけられます。



自動運転実証実験

農山村に広がる豊かな自然環境や農地を保全し、良好な田園環境を後世に継承するとともに、農林業を含む多様な働く場の確保、移動サービスや DX 等も活用した生活利便性の維持、都市との交流機会の増大を通じて、農山村の活力向上及び価値創出を図ります。

○郊外部の地域活力の維持

- ・ 人口減少・少子高齢化が進む郊外部では、地区のコミュニティの活力低下や、地場産業の担い手不足が懸念されています。
- ・ 古民家などの空き家や遊休農地などを有効に活用して移住・定住を呼び込むほか、各地区の生活拠点で日常生活に必要な生活サービス機能を維持することで、郊外部でも地域活力が維持できる都市がつくられます。



地場産業（漆器づくりの様子）

○都市の実態・課題に応じた施策展開

- ・ 住民や事業者のニーズが多様化し、各都市がその個性や魅力を競い合う現代においては、かつてのような全国一律の都市計画制度運用では様々な課題に対応できなくなっています。
- ・ 地域の特性や住民等の要望を把握し、実態に即した施策を柔軟かつ迅速に展開することで、時代の変化に対してアップデートを続ける都市がつけられます。



地区計画に関する説明会の様子

既存産業の振興、優良企業の誘致を通じて、多様な分野にわたる産業の集積を図るとともに、産業用地確保と一体的に居住環境整備を進めることで、雇用確保と一体となった定住人口拡大を図ります。

○多様な産業の創出

- ・都市や地域の活力を維持するには、生活の場だけでなく、働く場の確保が不可欠です。また、雇用機会を提供する産業の集積は、市外からの居住者の呼び込みにもつながります。
- ・製造業、伝統産業、農林業、商業・観光業など、多様な産業が集積し、そこから新たな産業を創出することで、地域経済が活性化する都市がつくられます。

今泉テクノヒルズ
産業団地



○まちなかにおける賑わいの創出

- ・市街地内には、多くの人々が暮らし、多くの都市機能が集積していますが、今の中心市街地には、多くの人々が集い憩うような状況は、多くは見られません。
- ・今よりも、便利で魅力的な施設や店舗が集まり、公園や歩道空間など居心地のよい空間を形成することで、まちなかに人々の賑わいがあふれる都市がつくられます。

塩尻大門
マルシェ



広域間を連絡する道路及び鉄道等のネットワーク強化を図るとともに、市内を移動する公共交通の充実を図ります。また、住民だけでなく観光客も対象とする MaaS の導入によって、市街地の中に人々のにぎわい創出を図ります。

さらに、周辺都市間との広域連携によって、都市サービス水準の維持・向上を図ります。

○ネットワーク型都市構造への転換

- ・中心市街地や市街化区域だけに都市機能や居住を集約するのではなく、郊外部の各地区にも生活拠点を配置し、公共交通などのネットワークで拠点間を結びます。
- ・こうしたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造によって、市街地でも郊外部でも暮らし続けられ、子育てしやすいコンパクトで賑わいのある都市がつくられます。



コンパクトシティのイメージ

○自由に選択できる交通手段

- ・自家用車への過度な依存からの脱却は、少子高齢化への対応、脱炭素社会への対応の両面から重要な取組です。
- ・また、自家用車以外の交通手段を選択することで、子供や若者、高齢者が自由に市内を移動できるようになり、まちなかや郊外部の生活拠点に多くの人々が集う都市がつくられます。



AI 活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」

地域住民、民間事業者、非営利団体などによる「地域ボランティア活動への参加」や「まちづくりへの参加」等の機会を増やすとともに、移住・定住者や関係人口・交流人口との連携・交流の促進を図ります。

住民、企業、行政、さらに関係人口・交流人口も含めたパートナーシップで築く、誰もが個性を発揮し、つながり支えあう、地域の多様な主体が主役となる都市づくりを進めます。

○地域主体のまちづくり活動

- ・自分が住む地域をより良くするには、防犯、交通安全、防災、清掃など、地域住民で協力し合うまちづくり活動が重要です。また、建物や土地に関するルールを地域で定めることで、より良い環境を保全・創出することができます。
- ・時代変化に対応したまちづくり活動にアップデートし、若年層から老年層まで参加できるようにすることで、地域住民が自ら運営する都市がつけられます。



ワークショップの様子

○公共空間の積極的な利活用

- ・公園や広場、歩道空間、公共施設用地などの公共空間は、行政だけで管理・運営するよりも、利用したい住民のアイデアを取り入れながら、地域で利活用できるようにした方が有効に活用することができます。
- ・地域主体のエリアマネジメント活動を通じて、様々な公共空間がそれぞれ個性を発揮する都市がつけられます。



まちづくり
セミナーの様子

○交流人口・関係人口の拡大

- ・まちづくりは、市民・地域住民だけでなく、市外・地域外の来訪者やサポーターと連携・伴走して取り組むことで、新たな刺激やアイデアが生まれてきます。
- ・様々なテーマを通じて、交流人口・関係人口とパートナーシップを築くことで、人口減少時代の中でも活力を維持し続ける都市がつけられます。



シビックイノベーション拠点「スナバ」

○PPP/PFI による公共サービス提供

- ・PPP/PFI は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、活用により効率的な施設の維持管理が期待されます。
- ・PPP/PFI など、公民連携によるまちづくりを推進することで、より質の高い公共サービスを提供する都市がつけられます。



小坂田公園

3 将来の都市構造

3.1.基本的な考え方

(1)「都市構造」とは

「都市構造」とは、都市全体の骨格を空間的かつ概念的に示したものであり、本市が目指す将来の都市の姿を分かりやすく描くものです。

本市では、市域を「都市的土地利用を優先するエリア」（市街地ゾーン）、「自然的土地利用を優先するエリア」（田園ゾーン・環境保全ゾーン）に区分し、各種都市機能の集積を図る「拠点」と、これらを結ぶ「連携軸」を設定することで都市構造を描くものとします。

(2) 本市が目指す将来都市構造

本市では、昭和46年（1971年）の区域区分（線引き）導入後、半世紀以上にわたって計画的に整備してきたコンパクトな市街地を今後も継承することを基本とします。

このため、塩尻駅周辺及び広丘駅周辺を主な都市拠点として都市機能の集約を進めるとともに、これら都市拠点を交通結節点として広域及び各地域に連絡するネットワークを配置することで、塩尻市の実態を踏まえたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を目指すものとします。

また、本市では、農林業を中心に人々の営みが始まり、その後、宿場町や田園集落から構成される旧町村となり、さらに製造業の発展とともに市街地が広がることで現在の都市構造になった経緯があります。このような都市構造発展の経緯も考慮した上で、各地域に生活拠点や歴史・観光拠点を配置し、分散する各地域が有機的に中心市街地と結びつく連携軸を強化することで、都市と田園が調和する都市構造を目指すものとします。

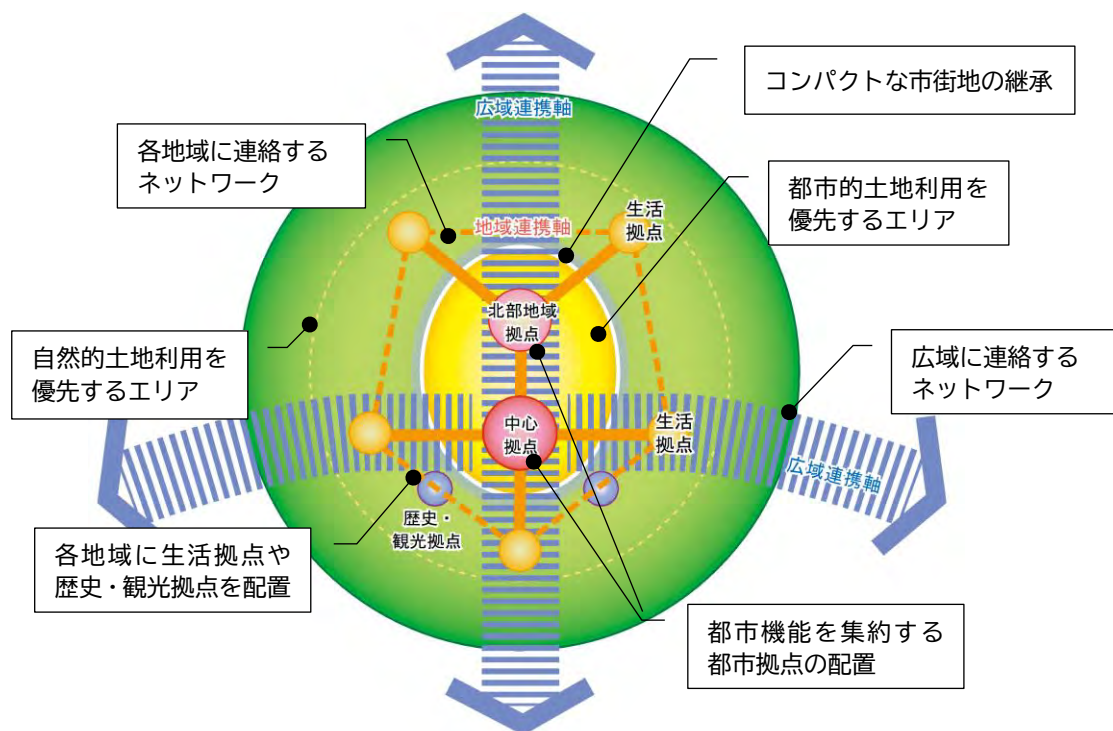


図 本市の基本的な都市構造のイメージ

3.2.拠点と連携軸の配置方針

(1) 都市拠点

① 中心拠点

塩尻駅周辺を「中心拠点」に位置づけ、市全体の都市活動を支える商業・業務、行政、文化、医療・福祉、子育て支援、宿泊等の様々な都市機能の維持・充実を図るとともに、人・もの・情報が集まり、賑わいと活気にあふれる空間を形成します。

② 北部地域拠点

広丘駅周辺を「北部地域拠点」に位置づけ、中心拠点を補完する商業・業務や、医療・福祉、子育て支援、宿泊等の都市機能の充実を図るとともに、北部地域における生活の中心として賑わいと活気にあふれる空間を形成します。

(2) その他の拠点

① 農山村の生活拠点

農山村において支所や教育施設など公共公益的施設が集まる地域を「農山村の生活拠点」に位置づけ、移動サービスやDX等も活用しながら、行政サービスや教育、福祉など主に地域住民の日常生活に必要な機能の向上を図ります。

② 工業拠点

既存の工業集積地やその周辺地域を「工業拠点」に位置づけ、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図ります。

③ 歴史・観光拠点

平出遺跡周辺、奈良井宿・塩尻宿の旧宿場町、木曾平沢の漆工町の町並み、桔梗ヶ原周辺を「歴史・観光拠点」に位置づけ、地域の自然環境や歴史資源を生かした観光振興や交流促進の拠点として、周辺地域と一体的に機能向上を図ります。

④ 緑の拠点

市内の大規模公園を「緑の拠点」に位置づけ、自然とのふれあいやレクリエーション、防災機能など市民生活に憩いとやすらぎを与える場所として機能の強化を図ります。

(3) 連携軸

① 広域連携軸

「広域連携軸」は、都市間を連絡し、本市と周辺都市を結ぶ鉄道及び骨格的道路を位置づけ、円滑な交通処理のほか、都市間の連携や交流の強化、災害時における輸送などの重要な役割を担うネットワークとして機能強化を図ります。

広域連携軸は、J R 中央本線・篠ノ井線といった鉄道、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路、長野自動車道、国道 19 号、国道 20 号、国道 153 号などの道路網及び信州まつもと空港発着空路が担うものとします。

② 地域連携軸

「地域連携軸」は、市内各地域及び各拠点間を有機的に結びつける道路を位置づけ、広域都市連携軸による交通処理の補完、公共交通サービスの充実、災害時における孤立化防止などの役割を担うネットワークとして機能強化を図ります。

地域連携軸は、主要地方道松本塩尻線、県道御馬越塩尻停車場線、県道床尾大門線、広丘西通線、広丘東通線などの道路網が担うものとします。

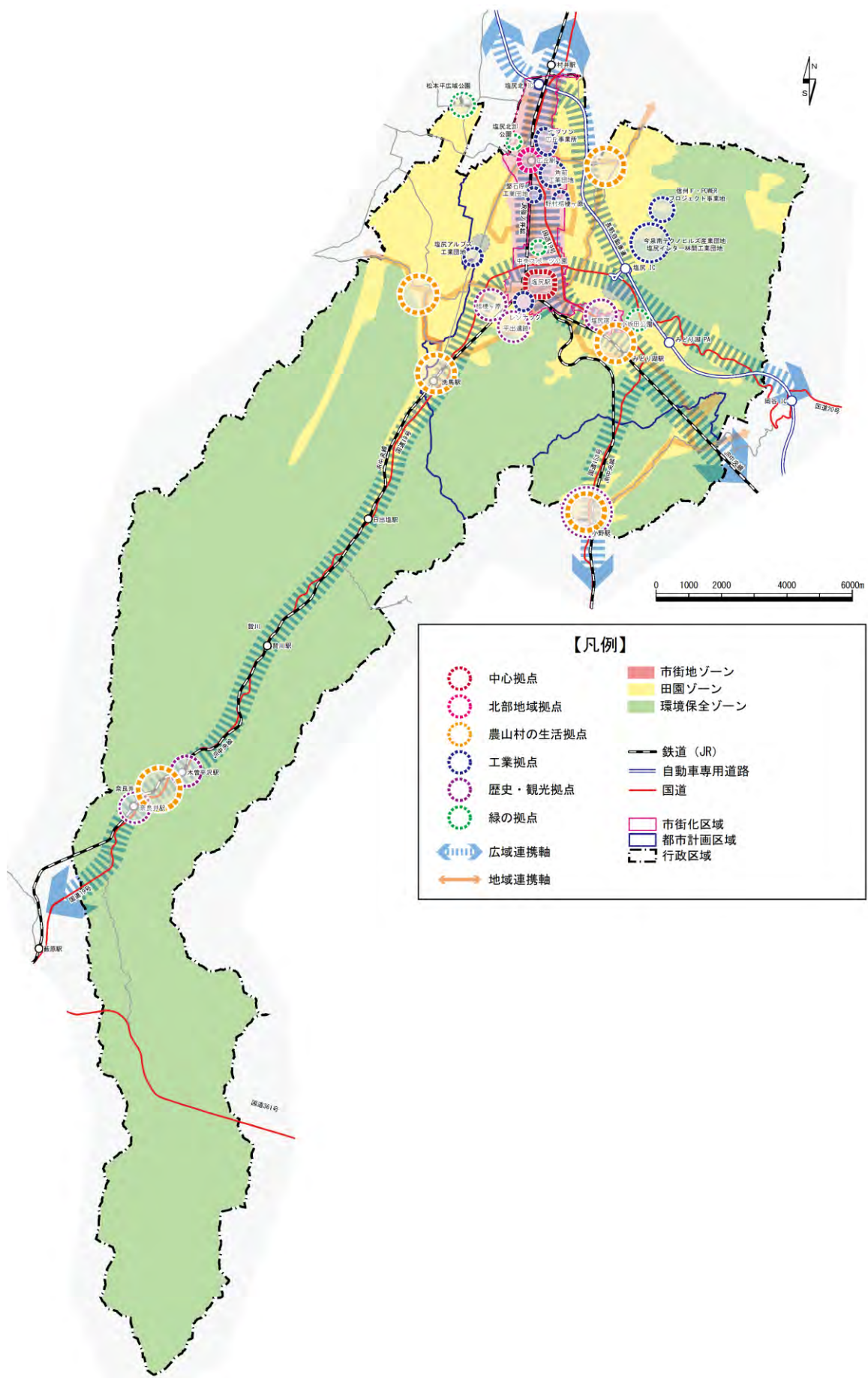


図 本市の将来都市構造（全域）

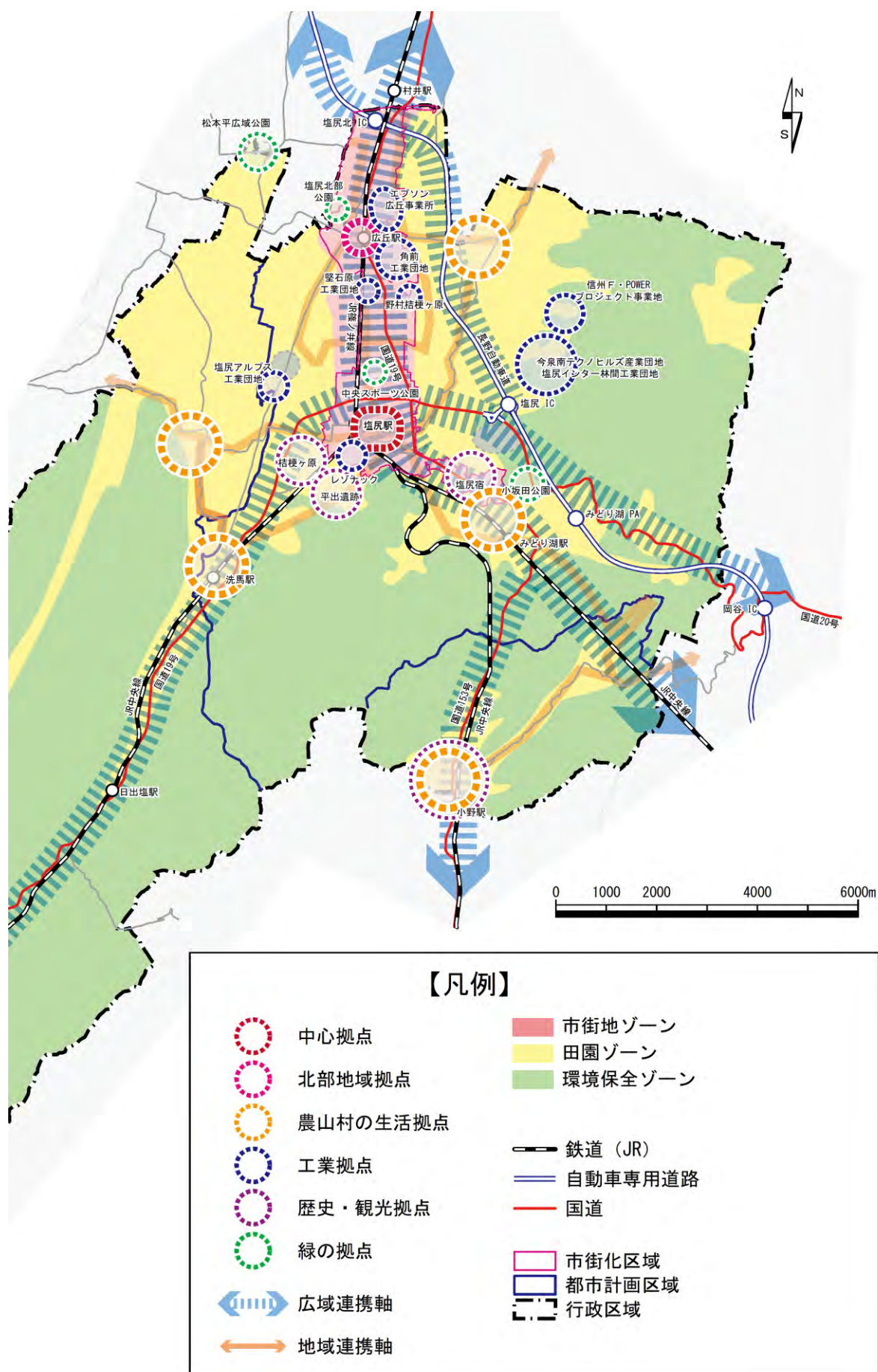


図 本市の将来都市構造（都市計画区域拡大）

4 分野別の方針

都市づくりの基本方針を具体的な施策・事業として展開していくため、土地利用、交通体系の整備、公園緑地の整備及び自然環境の保全、河川・上下水道の整備、景観形成、都市防災の分野別に今後の方針を定めます。

4.1.土地利用の方針

(1) 基本方針

① 都市と自然が調和する計画的な土地利用の誘導

区域区分（線引き）を通じて形成されてきた現在のコンパクトな市街地を維持し、市街地の土地利用区分に応じて、適切な用途や土地利用密度の誘導を図ります。また、市街地内外に広がる多面的機能を持つ農地・里山・森林を保全することで、都市と自然が調和する土地利用の誘導を図ります。

② 賑わいと活力を生み出す土地利用の誘導

これまでの都市づくりを継承し、都市計画道路（広丘東通線、広丘西通線）の内側は都市的土地利用を中心に整備を進めるとともに、中心拠点や北部地域拠点といった都市拠点を中心に多様な都市機能の集積を図り、地域雇用を支える新たな産業用地を確保することで、市街地全体に賑わいと活力が生み出される土地利用を誘導します。

特に、地域未来投資促進法等の活用により地域の特性を生かした産業の発展が図られる場合は、地域経済の成長発展に向けた土地の利活用を検討します。

また、歴史・観光拠点を中心として、観光・交流と連携した賑わい空間の創出を図ります。

これまで、計画的な都市的土地利用の誘導は土地区画整理事業を基本としていましたが、今後は民間活力の活用も視野に入れ、より効率的な土地の利活用を推進します。

③ 地域の特性や実態を踏まえたきめ細かい土地利用の誘導

中心拠点・北部地域拠点に全ての都市機能を集約するのではなく、住宅地や既存集落等においても日常生活に必要な都市機能が確保されるよう、地域の特性や実態に応じたきめ細かい土地利用を誘導します。特に、農山村の既存集落においては、地域のコミュニティや営みの維持・活性化のため、地域住民の要望を踏まえつつ柔軟な土地利用の推進を図ります。

また、住工混在地域においては、長期的かつ計画的な土地利用転換により必要に応じて用途混在の解消を図ります。

さらに、今後も増加が予想される空き地・空き家に関しては、空き家補助金や空き家バンク制度等の活用、空家等利活用促進区域の設定も検討しながら、市外からの来訪者も利用できるゲストハウスやシェアハウス等への転用も含め、地域の実態に応じた活用を図ります。

(2) 土地利用区分の方針

① 基本的な土地利用区分

本市の土地利用区分は、市街地内外という位置関係に加えて、土地の「使い方」にも着目して以下のように設定します。

表 土地利用区分

分類	区分		土地利用区分	土地利用のイメージ
都市的土地利用を優先するエリア	市街地ゾーン	拠点市街地	中心商業業務地	市の中心市街地として商業・業務系土地利用を中心に誘導する区域
			北部商業業務地	北部地域の生活中心地として商業・業務系土地利用を中心に誘導する区域
		周辺市街地	沿道複合利用地	幹線道路沿道においてロードサイド型の商業・業務系土地利用を形成する区域
			低層住宅地	ゆとりある低層戸建住宅を基本とした住居系土地利用を形成する区域
			一般住宅地	戸建住宅・共同住宅と店舗・サービス施設等を基本とする住居系土地利用を形成する区域
			住工複合地	住居系土地利用と工業系土地利用の共存又は純化を図る区域
			工業地	工業施設や流通業務施設を基本とした工業系土地利用を形成する区域
			計画的に都市的土地利用への転換を図る区域	現状、都市的土地利用が図られていないが、従来の市街地ゾーン設定方針を踏襲し、市街地内の土地利用の現況を踏まえ計画的な開発を調整・誘導する区域
自然的土地利用を優先するエリア	田園ゾーン		集落地	郊外部や農山村に形成された集落を中心に集落環境と営農環境の維持・向上を図る区域
			農地	優良農地の保全を図る区域
	環境保全ゾーン		森林	森林を中心とした良好な自然環境の保全を図る区域
			自然公園	自然公園の保全を基調としつつ、生態系等に配慮しながら利活用を図る区域

② 都市と自然の調整を図るエリア

上記2つのエリアへの分類を基本としつつ、地域の振興を基本に本市の均衡ある発展を図るため、地域の特性に配慮しながら重点的に開発を進める区域として、次の区域を設定します。

区分	土地利用のイメージ
土地利用促進区域	周辺自然環境に配慮しながら計画的な開発を調整・誘導する区域

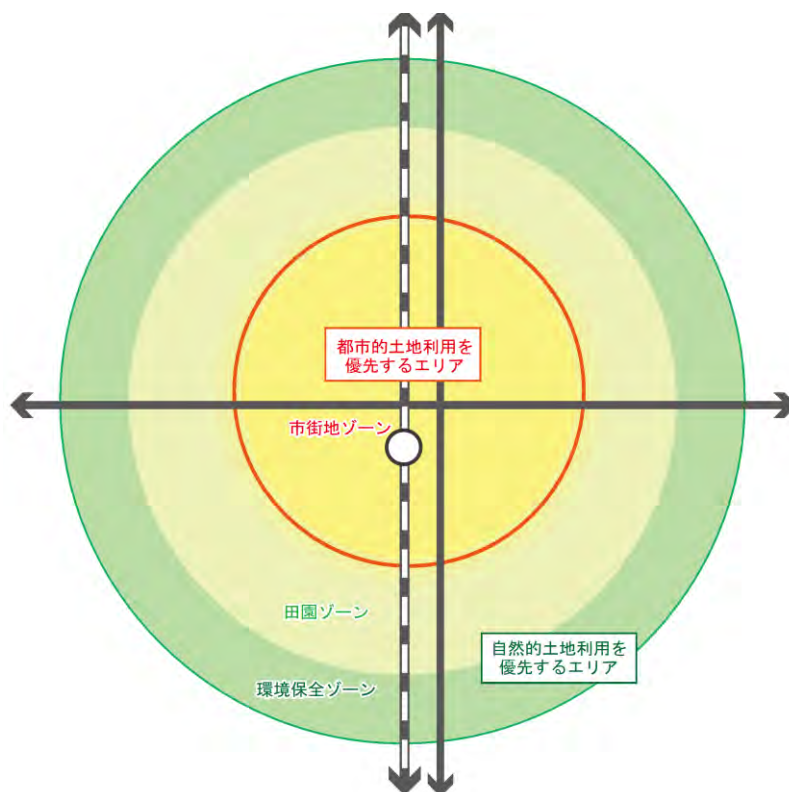


図 本市の土地利用区分のイメージ

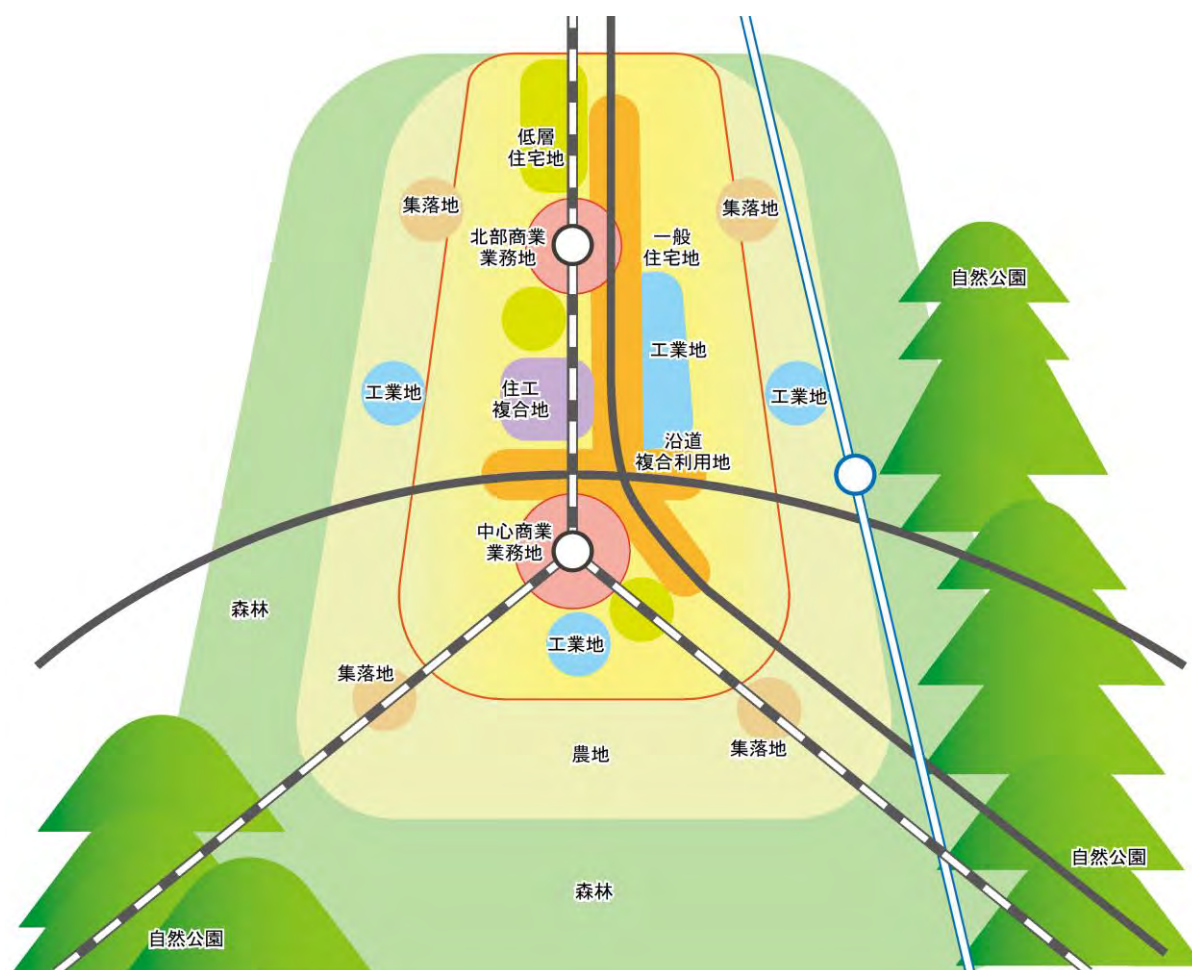


図 本市の土地利用配置のイメージ

(3) 土地利用区分別の利用方針

1) 都市的土地利用を優先するエリア（市街地ゾーン）

① 拠点市街地

【中心商業業務地】

塩尻駅周辺の中心拠点においては、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域の指定・運用によって、市全体の都市活動を支える商業・業務、医療・福祉等の都市機能の維持・充実を図ります。

また、立地適正化計画で定める重点居住誘導区域の指定・運用と併せて、積極的なまちなか居住支援策を推進することにより、中心商業業務地内でのまちなか居住を促進します。

さらに、商業系用途地域の指定により高密度で複合的な土地利用の形成を誘導するとともに、地域の実態や地権者意向等も踏まえつつ、市街地再開発事業も含めた高度利用・有効利用も検討します。

【北部商業業務地】

広丘駅周辺の北部地域拠点においては、立地適正化計画で定める都市機能誘導区域の指定・運用によって、中心拠点を補完する商業・業務、医療・福祉等の都市機能の維持・充実を図ります。

また、立地適正化計画で定める重点居住誘導区域の指定・運用と併せて、積極的なまちなか居住支援策を推進することにより、北部商業業務地内でのまちなか居住を促進します。

さらに、高密度で複合的な土地利用の形成を誘導するため、必要に応じて用途地域の見直しを検討するほか、地域の実態や地権者意向等も踏まえつつ、北部地域の拠点として駅周辺を中心とした都市機能の向上を検討します。

② 周辺市街地

【沿道複合利用地】

国道 19 号沿道の沿道複合利用地においては、中心商業業務地や北部商業業務地との役割分担を明確にしつつ、自家用車等でのアクセスが主となるロードサイド型の商業・業務施設の計画的な立地を誘導します。

また、沿道型の用途地域（第一種・第二種住居地域、準住居地域、準工業地域）の指定により、沿道及び周辺の居住環境や操業環境に配慮した適切な土地利用を誘導します。

【低層住宅地】

低層住宅地では、低層住居専用地域（第一種・第二種低層住居専用地域）の指定により、ゆとりある低層・低密度の居住環境の維持を図ります。特に、土地区画整理事業等によって計画的に整備された低層住宅地においては、地区計画や建築協定等を活用して、良好な居住環境の保全と併せて良好な景観形成を推進します。

道路や公園等の都市基盤整備が必要な低層住宅地においては、住民の意向・要望を把握しつつ、地区計画等を活用した計画的な居住環境の改善を検討します。

【一般住宅地】

一般住宅地では、住居系以外との用途複合化を念頭に置く住居系用途地域（第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域）の指定により、戸建住宅・共同住宅を基本としつつ、一定程度の商業・業務系土地利用の立地も許容した土地利用を誘導します。

【住工複合地】

住宅と工場等が混在する住工複合地においては、土地利用の実態及び目指すべき土地利用の方向性を踏まえながら、本来あるべき用途地域への見直しを検討します。

また、住居系又は工業系のどちらかへの用途純化を進める必要がある住工複合地については、望ましくない用途を制限する特別用途地区や地区計画等の指定を通じた段階的な用途純化の誘導も検討します。

【工業地】

本市の工業生産の活動拠点となる工業地においては、工業系用途地域の指定と都市基盤整備により、工場や流通業務施設のための操業環境の維持に努めるほか、新たな企業の誘致を推進します。

なお、工業地域・準工業地域を指定する工業地においては、特別用途地区や地区計画の指定により工業系土地利用以外の土地利用への転換を抑制することも検討します。

新たな工業地を整備する際には、地区内及び周辺の都市基盤整備と併せて、操業環境維持を目的とする地区計画の活用を検討します。

【計画的に都市的土地利用への転換を図る区域】

計画的に都市的土地利用への転換を図る区域においては、市街地に近接した地域特性を踏まえて土地の有効利用を検討し、公共公益施設や新規流入人口の居住の受け皿等として計画的な開発を調整・誘導します。

特に、広丘高出、広丘堅石、野村桔梗ヶ原、レゾナック西側においては、優先的に開発の調整・誘導を検討します。

2) 自然的土地利用を優先するエリア

① 田園ゾーン

【集落地】

農山村の生活拠点については、立地適正化計画で定める生活機能維持区域の指定・運用によって、住民の日常生活に必要な都市機能の維持を図ります。

また、市街化調整区域の地区計画の指定・運用により、農山村地域のコミュニティ維持・活性化に向けた柔軟な土地利用を推進するほか、集落地内の遊休農地の有効活用を検討します。

【農地】

農用地区域に指定された優良農地については、今後も保全を図ることを原則とします。また、市街地に隣接する遊休農地の活用を検討するなど、都市計画の観点からも積極的に都市農地の保全・活用を図ります。

さらに、農家の規模拡大や生産性向上による農業の安定経営を支援し、農地などの生産資源を集約するとともに、果樹園の集約と継承を促進し、世界的なワイン・ぶどうの産地の維持発展へとつなげます。

また、現行の市街化区域に隣接した幹線道路沿道など、今後開発圧力が高まることが予想される区域や、地域未来投資促進法等の活用により地域の特性を生かした産業の発展が期待できる区域については、関係機関との協議の上で計画的な土地利用を検討します。

② 環境保全ゾーン

【森林】

市域の大半を占める森林については、災害防止、生態系保全等の多面的機能が維持されるよう、適正な維持・管理を図ります。

里山など、市街地に近接する森林については、自然学習や自然とふれ合う場として活用を図ります。

【自然公園】

八ヶ岳中信高原国定公園高ボッチ高原や塩嶺王城県立公園等においては、自然・景観資源の保全を図るとともに、生態系等への配慮、周辺自然環境との調和を前提としつつ、観光資源としての利活用を検討します。

3) 都市と自然の調整を図るエリア

【土地利用促進区域】

土地利用促進区域では、地域の特性に配慮しながら土地の有効利用を検討するものとし、公共公益施設や新規流入人口の居住の受け皿等や、新たな立地企業の受け皿となる工業拠点の形成など、計画的な開発を調整・誘導します。

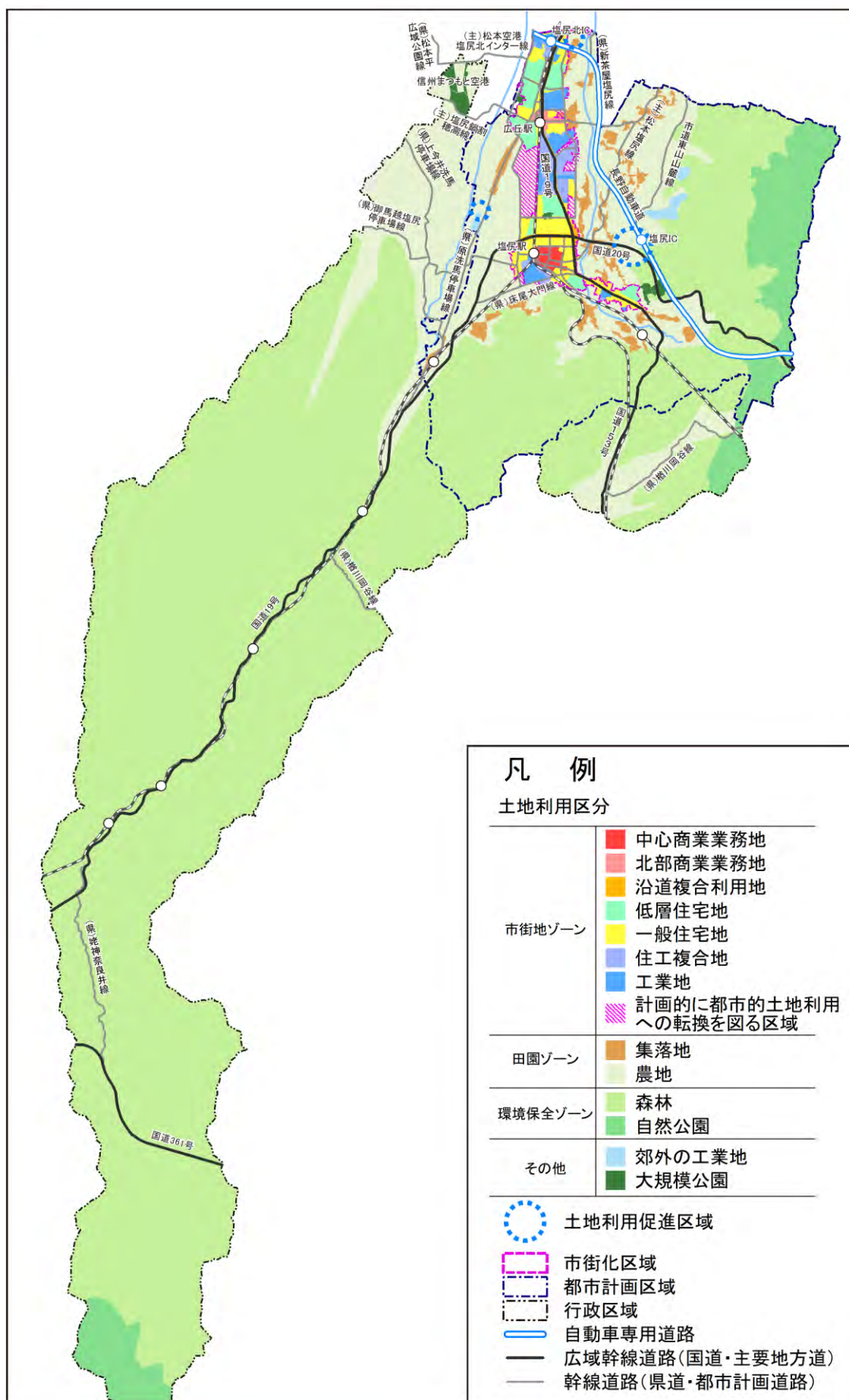
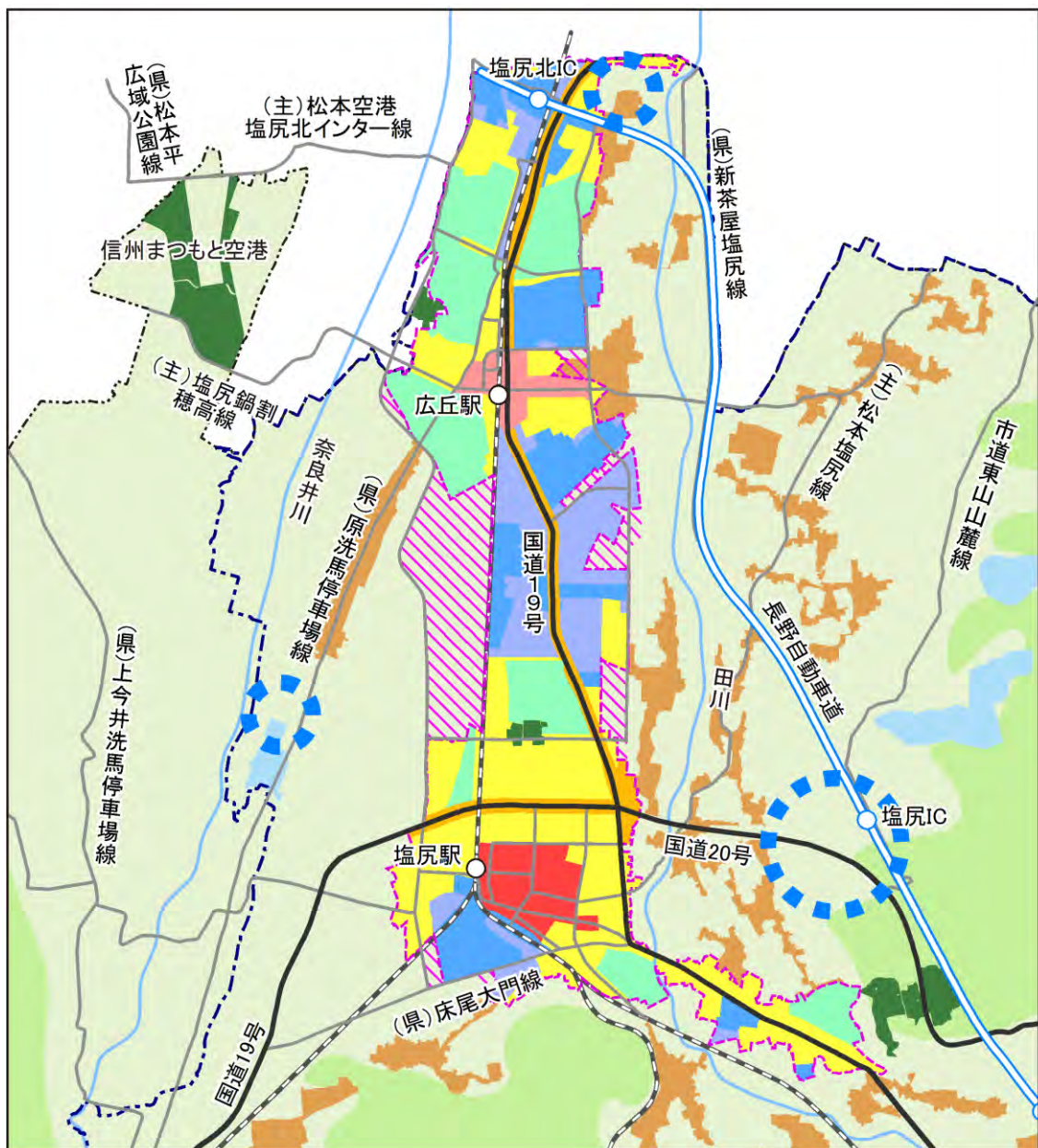


図 土地利用方針図（全域）



凡 例 土地利用区分

市街地ゾーン		中心商業業務地	 土地利用促進区域 市街化区域 都市計画区域 行政区域 自動車専用道路 広域幹線道路(国道・主要地方道) 幹線道路(県道・都市計画道路)
		北部商業業務地	
		沿道複合利用地	
		低層住宅地	
		一般住宅地	
		住工複合地	
		工業地	
田園ゾーン		計画的に都市的土地利用への転換を図る区域	
		集落地	
環境保全ゾーン		農地	
		森林	
その他		自然公園	
		郊外の工業地	
		大規模公園	

図 土地利用方針図（市街化区域拡大）

4.2.交通体系の整備方針

(1) 基本方針

① 広域間を連携し、市街地の骨格となる道路網の構築

首都圏及び中京圏にアクセスする高速道路ネットワーク（長野自動車道）の充実と活用を図るほか、信州まつもと空港を活用することで、本市と広域間の連携強化を図ります。

国道 19 号、国道 20 号、国道 153 号を骨格とする梯子型の道路網の構築を柱として、周辺市町村間及び市内地区間の連携強化、産業・物流活動の拡大、災害時の防災機能向上など、様々な機能を果たす広域幹線道路及び幹線道路の整備促進を図ります。

その他、市街地内の交通混雑改善やアクセス向上等の事業効果を考慮しつつ、集中的かつ計画的な都市計画道路等の整備推進を図ります。

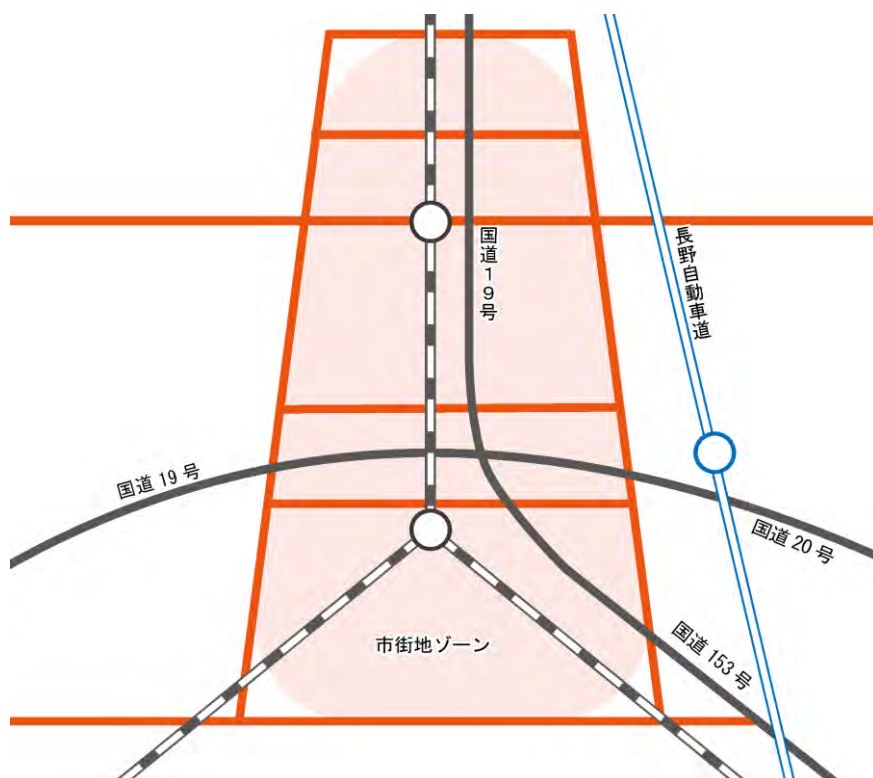


図 本市の梯子型道路網のイメージ

② 次世代モビリティを活用した持続可能な公共交通サービスの提供

市街地・郊外部といった居住地に関係なく、全ての市民に移動手段を提供することを目指して、塩尻 MaaS プロジェクトの推進を図ります。

自動運転技術や AI 活用型オンデマンドバスなどの次世代モビリティサービスを積極的に導入するほか、ライドシェアの導入支援等を通じ、高度で持続可能な公共交通サービスの提供を図ります。

③ 誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間の整備

市民の日常生活に密接に関連する生活道路に関しては、狭あい区間の解消やバリアフリー化等を通じて、歩行者空間の安全性・快適性の向上を図ります。

中心市街地や観光地等などでは、居心地が良く歩いて楽しい空間づくりに取り組むことで、徒歩等による回遊行動の促進を図ります。

(2) 整備方針

1) 道路網

① 自動車専用道路の利便性向上

長野自動車道の新スマートインターチェンジの整備・開設を検討するとともに、新スマートインターチェンジを含む市内各インターチェンジから市街地等へのアクセス向上を図ります。

② 広域幹線道路の整備促進

本市の市街地の骨格を形成し、道路交通の大動脈となる国道 19 号については、交通混雑の解消、災害時の安全性確保等の観点から、早期の四車線拡幅（高出交差点までの未整備区間 3.3km）を促進します。

その他、梯子型道路網の骨格を担う国道 20 号、国道 153 号についても、未改良区間等の整備を検討するほか、辰野町～塩尻市間を結ぶ国道 153 号両小野バイパスの整備を促進します。

③ 幹線道路の整備促進

塩尻市と松本市を結ぶ片丘バイパスの整備を促進します。

また、市内南北方向のアクセス性向上につながる都市計画道路の広丘東通線及び広丘西通線の整備を促進するほか、長期未着手の都市計画道路については見直しを検討します。

さらに、近隣市町村及び農山村と市街地間を連絡する県道御馬越塩尻停車場線、県道床尾大門線の整備を促進します。

2) 公共交通

① 鉄道の利便性向上

鉄道利用者の維持・増加に向けて、鉄道以外の交通モードとの連携強化（乗換利便性の向上、乗降場所確保等）を通じて、鉄道駅の交通結節点機能の維持を図ります。

また、より多くの人々が安心して鉄道駅を利用できるよう、駅舎・駅前広場等のバリアフリー化等を検討します。

② バスサービスの維持・向上

市民の身近な移動手段として利用されている地域振興バス「すてっぷくん」に関しては、利用者ニーズに合わせたダイヤ改正や経路見直しを重ね、「フリー降車制度」や「速達便」、「区間型のデマンド運行」などの様々な運行形態を組み合わせることで、効率的で効果的な運行を図ります。

また、「すてっぷくん」の利用状況等を踏まえた上で、段階的に AI 活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」への転換可否を検証していきます。今後、「のるーと塩尻」は、新たな市街地内の移動手段として定着・利用拡大を図ります。

3) 自転車・歩行者空間

① 自転車空間の整備

通勤、買物、観光など、日常生活の中で気軽に使える移動手段として、中心市街地や観光地におけるシェアサイクルポートの設置を推進します。

さらに、自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、無電柱化やバリアフリー化等による自転車移動空間の確保を検討します。

② 歩行者空間の整備

中心市街地や観光地等では、歩行者優先の空間整備と併せて、電線地中化や道路美装化を検討することで、居心地が良く歩いて楽しい空間づくりを進めます。

また、自家用車を利用しない子供や学生、高齢者等でも安全に移動できるよう、身近な生活道路や通学路等を中心に、狭あい区間の解消、歩行空間のバリアフリー化、交通安全施設の整備を図ります。

さらに、歩行者や自転車の通行が多い幹線道路における歩道設置事業を促進するとともに、今後は、高齢者等の移動手段となるパーソナルモビリティの導入を想定した道路空間の再編についても検討します。



図 道路網整備方針図（全域）

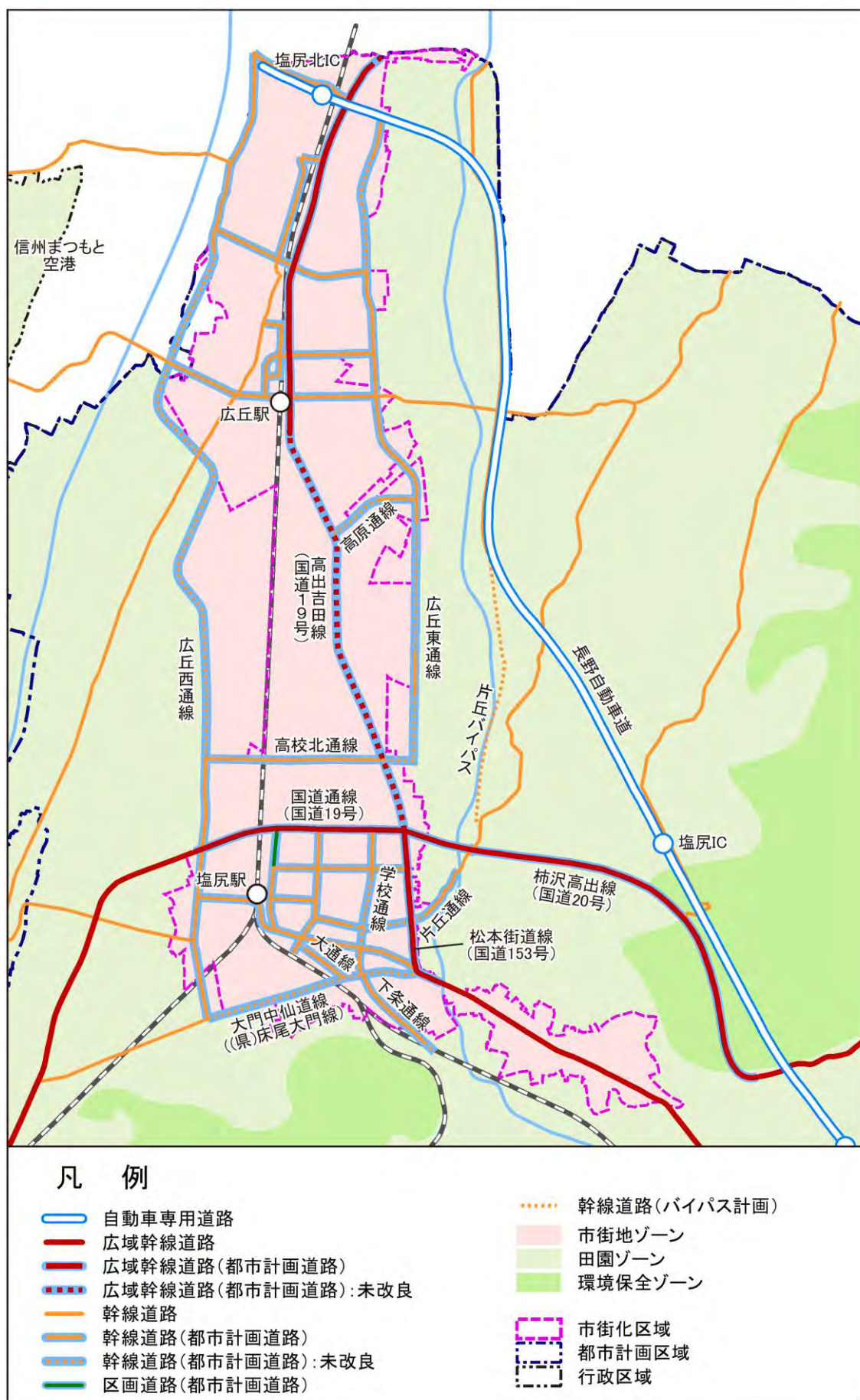


図 道路網整備方針図(市街化区域拡大)

4.3.公園緑地の整備と自然環境保全の方針

(1) 基本方針

① 都市を取り巻く多様で豊かな自然環境の保全と利活用

本市を取り巻く森林や河川は、多様な生物の生育生息環境、水源涵養や土砂災害防止、二酸化炭素吸収源など多様な機能を有することから、今後もその保全を図り、次世代へと継承を図ります。なお、これら豊かな自然環境は、多くの人々を引きつける観光資源にもなることから、自然環境や景観の保全を前提としつつ、新たな観光資源としての利活用も検討します。

市街地に近接する里山や森林、歴史的・文化的な資源と結びついた緑地などは、市街地にうるおいを与える緑として、また、自然の中で生き物に直接触れあえることができる環境学習の場として、今後もその保全及び適正管理を図ります。

② 利用者ニーズに対応した多様な公園の整備

市街地においては、日常生活における憩いの空間、災害時における避難空間となる身近な公園の適正配置を図ります。

また、週末等を中心に家族連れなど多くの人々が一日遊べるような、大規模公園の再整備を図ります。

③ 防災性や魅力の向上につながる GX の推進

カーボンニュートラルの実現に向け、産学官の連携による GX（グリーントランスフォーメーション）の取組を積極的に推進します。

特に都市の防災性や魅力の向上につながる GX を推進するため、公園・緑地に関しては、貯留・浸透施設の設置、防災資機材の設置等を通じて、防災性向上につながるような整備を図るほか、公共施設や民間施設の敷地における緑化推進によって、緑豊かで魅力的なまちなかの創出を図ります。

(2) 整備方針

① 自然環境や緑地の保全と利活用

田園地帯に広がる森林・農地については、市街化調整区域をはじめとする都市計画制度により、計画的な保全を図ります。

また、森林、樹林地に関しては、林業事業者の育成・支援を通じた保全を図るほか、里山保全地域における自然環境に関しても、保全活動団体の確保・育成を通じた保全と活用を図ります。

森林、樹林地に立地している産業廃棄物処理施設等は、住民、事業者、行政が連携し、安全性、信頼性の向上を図るとともに、施設周辺の景観の保全に努めます。また、不法投棄の未然防止に向けて、関係機関と住民が連携し監視及び通報体制の強化を図ります。

八ヶ岳中信高原国定公園高ボッチ高原をはじめとする自然公園については、自然環境及び生態系等の保全に配慮しつつ、観光面等での利活用も検討します。また、信州塩尻農業公園チロルの森（閉園中）についても、自然環境の保全を図りつつ、今後の活用方法について検討します。

その他、平出遺跡公園の樹木や郷原街道沿いの家々の敷地の緑、神社の社叢など、歴史的・文化的な資源と結びついた身近な緑の保全を検討します。

② 新たな公園・広場等の整備

塩尻市と松本市にまたがる松本平広域公園（信州スカイパーク）については、陸上競技場等を中心とした整備を促進します。また、平出遺跡を活用した新たな平出博物館の整備を検討します。

土地区画整理事業や開発行為等による公園整備を推進するほか、公園設置要望のある公園空白地帯においては、地域の実態や利用者ニーズも考慮しながら、新たな公園広場等の確保を検討します。

③ 既存公園のリニューアル

北部公園、長者原公園等の既存公園については、利用者ニーズも考慮しながら再整備を検討します。また、公園の再整備時には、民間事業者の資金・ノウハウを活用した維持管理に向けて、Park-PFI の導入についても検討します。

その他、市内の既存公園に関しては、老朽化した遊具等の更新や適正な維持管理を図りつつ、防災機能の向上に向けた透水性舗装・保水性舗装の導入についても検討します。

また、公園に対する愛着を持ち、より多くの市民に利用してもらうよう、地域住民が参画する公園の維持管理・運営体制づくりについても検討します。

④ 緑化の推進

幹線道路の歩行空間においては、歩行者の通行状況だけでなく、街路樹の剪定・除草・診断などの維持管理コスト等も考慮して、持続可能な緑の配置及び維持管理を図ります。

また、太陽光パネルの設置場所との住み分けも考慮しながら、公共施設及び民間施設における建築物屋上や壁面の緑化を検討するほか、一般の住宅地においても緑地協定等の締結を通じた緑化推進を図ります。

なお、今後、具体的なエリアを対象として緑化を推進する際には、官民連携でグリーンインフラの導入を推進することを目的に「グリーンインフラエリアビジョン」の策定についても検討することとします。

⑤ 環境負荷の軽減

地球環境への負荷軽減を目指し、住宅や事業所に対する高断熱素材、太陽光パネル、蓄電池・蓄エネ給湯器等を備えた ZEH（ゼロエネルギーハウス）や ZEB（ゼロエネルギービル）の建設を誘導します。また、既存の住宅・事業所においても、屋上等への太陽光発電パネル等の設置、省エネ性能の高い機器・設備の導入促進や、カーボンニュートラルの実現に向けて、公共施設等に電気自動車（EV）などの充電スタンドの設置を推進します。

さらに、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス発電電気の有効利用や、薪ストーブやペレットストーブなど木質バイオマス設備の導入を支援し、再生可能エネルギーの利用を促進します。

なお、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの導入にあたっては、台風、豪雨に伴う斜面崩落等の災害発生、景観の阻害・破壊、周辺生活環境への影響等に十分配慮するものとします。

4.4.河川・上下水道の整備方針

(1) 基本方針

① 安全で快適な河川空間の整備

本市を流れる河川においては、安全で快適な河川空間の整備を図りつつ、都市にうるおいや安らぎを与える美しい河川空間として整備を図ります。

また、こうした河川整備と一体となって、人々が水辺に触れ合える空間や機会の提供を図ります。

② 公共用水域の水質保全と安全で安心できる水道供給

公共用水域の水質保全を図るため、整備された下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、公共下水道区域の見直しによるさらなる生活環境の向上を図ります。

また、近年多発化する集中豪雨及び豪雨災害の経験も踏まえ、雨水幹線等の整備によって、都市内の雨水処理機能の向上を図ります。

さらに、安全で安心できる水道供給のために、水道水源の保全と効率的な上水道の供給を図ります。

③ 上下水道施設の効率的な維持管理と長寿命化

老朽化が進む上下水道施設については、適切な維持管理及び修繕、計画的かつ効果的な更新を通じて、施設の長寿命化を図ります。

また、健全な上下水道経営を維持する観点から、上下水道事業の広域化・広域連携に向けた検討を進めます。

(2) 整備方針

① 河川空間の整備

奈良井川などの一級河川については、豪雨時の浸水被害防止に向け、河川改修などの整備検討や堆積物の除去などの維持管理を実施します。

奈良井川をはじめ、市内を流れる田川、小曾部川、松葉沢川などの河川においては、市民が水とふれあうことのできる親水公園の維持管理を図るとともに、必要に応じて新たな親水公園を検討します。

また、河川浚渫等による安全で美しい河川空間の整備を図ることと併せて、クリーン塩尻パートナー制度を活用した美化活動を継続するほか、環境学習出前講座等による水辺で自然と触れ合う機会の提供を図ります。

② 公共下水道の整備

公共下水道計画に基づき、計画的な污水排水施設整備を推進します。

また、豪雨時の浸水被害防止、市街地の生活環境向上に向け、雨水幹線等の整備を推進します。

③ 上下水道施設の維持管理・長寿命化

下水道処理施設の適切な維持管理を図るとともに、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的とする長寿命化対策に取り組みます。

老朽化がみられる上西条浄水場の改築を進めるほか、上下水道施設及び管路の耐震化を図ります。

4.5.景観形成の方針

(1) 基本方針

① 塩尻らしさを感じられる景観の保全

北アルプス、鉢盛連峰、東山・高ボッチ山、中央アルプスなどの山岳部の眺望の保全を図るとともに、これら山並みと一体となった塩尻市らしい田園風景の保全を図ります。

また、塩尻市の歴史を現在に伝える旧街道沿いの歴史的な町並みの保全・継承を図ります。

② 田園都市にふさわしい都市景観の形成

駅周辺やインターチェンジ周辺、公共施設周辺や主要な幹線道路沿道など、多くの人々を迎え入れる空間において、ゆとりとうるおいを感じられる都市景観の形成を図ります。

また、それ以外の住宅地等においても、緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図ります。

③ 協働による景観づくりの推進

良好な景観を保全するだけでなく、将来にわたって育成していくために、市民、企業、行政の協働による景観づくりを推進するとともに、景観づくりを担う人材の育成、市民の主体的な活動の支援を図ります。

(2) 整備方針

① 塩尻らしさを感じられる景観

山並みの眺望の保全を図るため、市街地等からの山並みが望める眺望点を把握・共有しつつ、建築物の高さ制限の導入について検討します。

桔梗ヶ原の果樹園や市内に広がる農地や里山を保全することで豊かな田園景観の保全を図るとともに、新規就農者確保を通じて遊休荒廃農地の解消を図ります。また、川沿いに連なる段丘林は奈良井川等の景観を特徴づける重要な要素であり、急傾斜地の災害防止機能にも関係する緑地でもあることから、計画的な保全を図ります。

奈良井宿や木曾平沢の町並みなどの歴史的景観については、伝統的建造物群保存地区制度等を活用して積極的な保全を図ります。また、奈良井宿や木曾平沢駅周辺に加え、平出遺跡公園、塩尻宿、小野神社の祭礼に関しては、「歴史的風致維持向上計画」における歴史的風致に位置づけ、歴史的・文化的景観の維持向上を図ります。

② 田園都市にふさわしい都市景観

市民だけでなく、市外からの人々も迎え入れる塩尻駅周辺や広丘駅周辺においては、駅前広場や道路沿道の街路樹の維持管理を通じて緑豊かな景観の形成を図ります。

道路や公園、公共施設等の公共空間は、電線類の地中化、道路の美装化など、まちづくりのモデルとなる景観の形成を検討します。

住宅地や工場周辺においては、地区計画等を活用した良好な景観の保全又は形成を図ります。

③ 協働による景観づくり

住民が主体となった建築協定や緑地協定、景観育成住民協定等の活用により、地域の実情に合わせた景観形成の誘導を図ります。

市民、企業、行政の協働による景観づくりの推進体制を整備するとともに、景観に関する情報発信や啓発活動の推進を図ります。



図 公園緑地整備、河川整備、景観形成の方針図（全域）

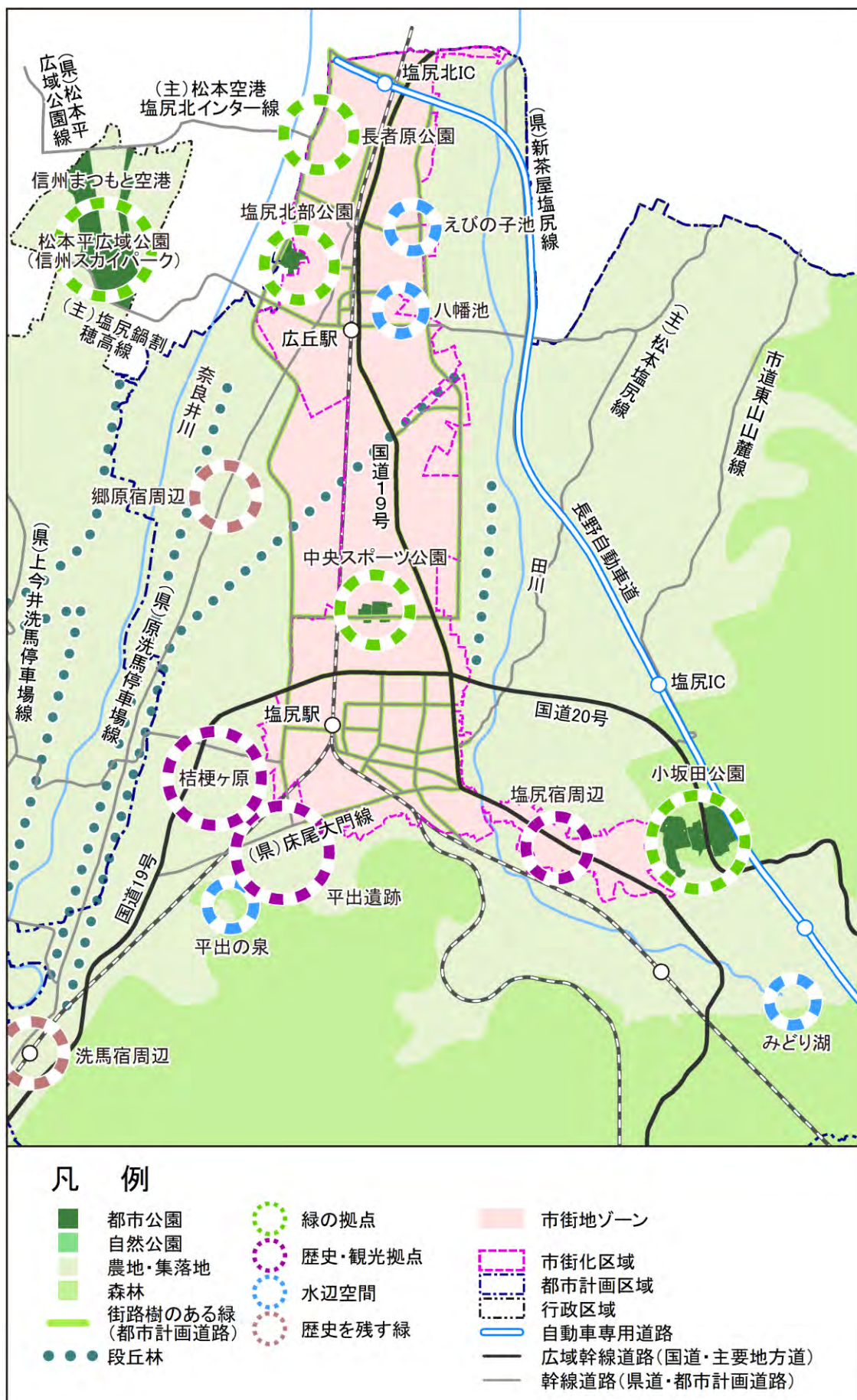


図 公園緑地整備、河川整備、景観形成の方針図（市街化区域拡大）

4.6.都市防災の方針

(1) 基本方針

① 防災機能向上による災害に強い都市づくり

防災施設の整備、建物の耐震化・不燃化等によって市街地の防災機能の向上を図るとともに、雨水処理・貯留機能の向上によって都市型水害の発生防止を図り、市民が安全で安心して暮らせる災害に強い都市づくりを目指します。また、市街地周辺の森林や中山間地等においても、土砂災害の危険性のある傾斜地等における防災対策の強化を図ります。

さらに、災害後に円滑かつ迅速な復旧・復興が可能となるよう、防災拠点や避難場所等における防災機能の向上を図るとともに、災害時でも機能を維持できる交通ネットワークの整備を図ります。

なお、各種災害への対応については、塩尻市地域防災計画と連携して具体的な取組を進めるものとします。

② 災害リスクを踏まえた土地利用の推進

各種災害関連法令に基づき災害ハザードエリア内の開発抑制を図るとともに、立地適正化計画と連携し、災害リスクの低いエリアへの居住及び都市機能の誘導を図ります。

③ 被災した場合を想定した事前準備の充実

災害発生時は、行政による情報伝達や各種支援が行き届かないことから、災害ハザードマップ等を活用して住民を主体とした避難体制の構築を図ります。

さらに、今後想定外の大規模災害が発生する可能性も視野に入れて、被災した場合の復興準備や、復興の方向性に関する事前検討を進めます。

(2) 整備方針

1) 地震災害に対する防災・減災の方針

① 建物の不燃化・耐震化の促進

市街地における火災を予防するため、高い建ぺい率・容積率を指定する商業系用途地域をはじめ、木造住宅が密集する地域においては、準防火地域等の制度を活用して建築物の不燃化を促進します。

また、昭和 56 年以前に建築された建物は耐震性が不十分なものが多く存在することから、住宅の耐震診断及び耐震改修の促進により、地震に伴う建物倒壊の防止に努めます。

その他、不特定多数が利用する公共公益施設や防災上重要な公共公益施設については、重点的に耐震改修を推進します。

なお、重要伝統的建造物群保存地区や文化財をはじめ歴史的な建造物については一般的な耐震補強は困難であるため、各建造物の文化的価値等を考慮しつつ、個別に耐震化対策を検討することとします。

② 延焼遮断帯となる道路・オープンスペースの整備

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止するため、道路、河川、鉄道、公園等によって構成される延焼遮断帯の形成を図ります。特に、市街地の骨格として配置された都市計画道路は、延焼遮断帯としてだけでなく、避難経路や救護活動のための輸送ネットワークとしての機能も担う道路として整備を推進します。

延焼遮断帯となる幹線道路沿道では、街路樹や公園植栽等の設置、沿道建築物の不燃化等により、延焼遮断機能の向上を図ります。

③ 消防水利の確保

河川沿いで公園整備等を行う場合には、河川等を消防水利として利用することを想定した水辺空間の整備を検討します。

市街地内では、公共施設や民間事業所等における消火栓・防火水槽の設置拡大を推進するほか、地区・自宅等における消火器の設置促進を図ります。

なお、歴史的町並みや古民家など、火災に弱い木造建物の継承が必要な地域では、消火栓・防火水槽・消火器の設置拡大と併せて初期消火体制の強化に努めます。

④ インフラ・ライフラインの防災性向上

災害時等に救急救命や消火活動、物資の輸送等に使用される緊急輸送道路を確保するため、信号機、信号柱等の道路施設の耐震化、沿道建築物の耐震化等により、道路の防災性能向上に努めるとともに、道路構造物の定期点検結果に基づき、緊急度の高い橋梁等構造物から順次耐震補強を進めます。

また、狭あい道路が多く残る地域においては、消防車等の緊急車両が進入可能な区画道路の整備を図ります。

上下水道・ガス・電気・通信等のライフラインについては、災害による施設の被害を最小限に留め、迅速な応急・復旧対策が進められるよう、耐震性の強化や再生可能エネルギー用の導入を促進します。

2) 水害・土砂災害に対する防災・減災の方針

① 河川改修・土砂災害対策の推進

市内を流れる河川については、水害から生命・財産を守るため、河川改修や河川堤防強化を推進します。また、土砂災害ハザードエリア内における砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の推進を図るとともに、中山間地における避難路を確保するなど、孤立集落発生の防止を図ります。

② 雨水処理及び雨水貯留機能の向上

市街地の浸水被害を防止するため、道路改良等にあわせた雨水幹線等の整備による雨水処理機能の向上を図るとともに、学校グラウンドや公共施設等を利用した雨水貯留浸透施設の導入を検討します。

③ 安全性の高いエリアへの立地誘導

現在の立地適正化計画における居住誘導区域には災害リスクが高い「土砂災害特別警戒区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「地すべり防止区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」、「浸水想定区域（想定最大規模）想定浸水深3 m以上の範囲」は含まれていませんが、新たな災害リスクが明らかになった場合は、居住誘導区域等の随時見直しを検討します。

災害ハザードエリア内に立地する住居や公共施設等については、今後の更新や再編等のタイミングとも調整を図りつつ、災害リスクの低いエリアへの移転を検討します。

3) 避難対策強化の方針

① 避難路・避難場所の確保

各種防災対策の進捗や新たに把握される災害リスク等を踏まえて、災害ハザードマップの継続的な更新を行うとともに、災害発生時に円滑かつ迅速な避難行動が行われるよう、市民等に対する災害ハザードマップの周知徹底を図ります。

自宅等から避難所まで安全に避難できるよう、狭あい道路の拡幅整備による避難路確保に努めるほか、一時的に避難できる公園やポケットパーク等の整備を図ります。また、中山間地においては、道路寸断による孤立集落発生防止のため、幹線道路の防災性向上や林道等の代替道路整備等によって避難路確保に努めます。

地震、水害、土砂災害などの災害リスクを考慮し、災害種別に応じた避難所・避難場所を確保するとともに、住民等に対してその周知徹底を図ります。

被災後の避難生活が長期化することを想定し、ホテル・旅館、トレーラーハウス等を活用した二次避難場所の確保について検討します。

② 地域の防災活動拠点の整備

災害発生後に消火・救助活動や被災者生活支援を行う防災設備を備えた防災活動拠点を市内・各地区に整備します。

防災活動拠点や避難場所においては、防災備蓄及び資器材の充実を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めます。また、既存の防災備蓄倉庫の配置状況等も考慮しながら、防災備蓄倉庫の充実について検討します。

③ 帰宅困難者対策の充実

塩尻駅をはじめ市内外から多くの人々が利用する駅周辺では、大規模災害発生時に帰宅困難者が発生することも想定し、帰宅困難者に配慮した避難計画の作成を検討します。

また、駅周辺のオープンスペースや公共施設等を活用し、帰宅困難者の一時退避及び一時滞在が可能な避難場所等の確保に努めるとともに、帰宅困難者に避難場所情報や災害情報等を提供することができる体制の構築を検討します。

④ 防災訓練・避難訓練の実施

住民主体の地域特性に配慮した地区防災マップの作成とマップに基づく避難訓練の実施を積極的に支援するなど、地域住民が主体的に避難することを目的とした「住民主導型警戒避難体制」の構築を図ります。

また、各地区における防災訓練・避難訓練等の実施を働きかけるほか、要配慮者を対象とした地区の避難支援体制の構築を支援します。

4) 復興事前準備の方針

① 市街地復興パターンの事前検討

市街地外も含めて今後様々な災害によって被災する危険性のあるエリアを抽出し、それらの被災状況や地域特性等を踏まえた復興パターンに関する事前検討を進めます。

また、地区が主体となって防災まちづくりを検討する際には、減災・防災に係る取組に加え、復興の観点からも必要な対策や事前準備内容も検討するよう働きかけます。

② 仮設住宅建設箇所等の事前検討

大規模災害発生後に応急仮設住宅の建設を円滑かつ迅速に実施できるよう、災害ハザードエリア及び被災想定箇所の分布、利用可能な公共用地の分布状況、鉄道駅や幹線道路からのアクセス性等から、応急仮設住宅建設箇所の候補地に関する事前検討を行います。また、早期に応急仮設住宅を提供するための庁内体制の構築を図ります。

さらに、大規模災害発生後には、大量の災害ごみが発生することを想定し、災害ごみ等の仮置場に関する事前検討を行います。

